

2021年10月28日
日本生命保険相互会社

確定給付企業年金向け新商品 「ニッセイ一般勘定プラス」の発売について

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、確定給付企業年金向けの新商品として、「ニッセイ一般勘定プラス（確定給付企業年金保険一般勘定特約（2022）」（以下「当商品」）を、2022年4月より発売します。

当商品は、予定利率 0.50%を保証し、さらに運用成果等に応じて配当金をお支払いする商品です。

長引く低金利環境を背景に、当社では、予定利率 1.25%を保証する確定給付企業年金保険においては原則新たな引き受けをしていませんが、低金利環境においても安定的に資産運用を行いたいというお客様のニーズに、より積極的に応えるために、当社の資産運用力を生かして当商品を開発しました。安全性資産としてご活用いただくことで、確定給付企業年金制度の運営に貢献できるものと考えています。

当社は今後も、お客様のニーズにきめ細かくお応えできるよう、魅力的な商品の提供に努めてまいります。

Point!

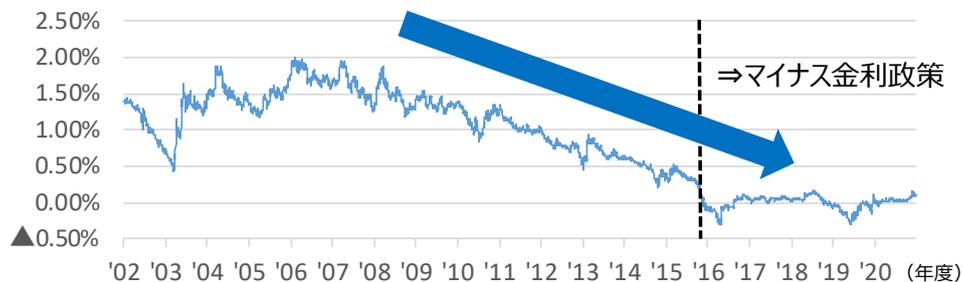
特徴

- 1 **確定給付企業年金制度の資産運用を行うための専用商品**です。
- 2 長期的視点に立った投資により、**0.50%の予定利率を保証**します。
- 3 運用成果等に応じて、予定利率に上乗せする形で、**配当金をお支払い**します。

新商品開発の背景

- ・国内の長期金利は長らく低下傾向であり、マイナス金利政策導入以降、当社では、予定利率1.25%を保証する確定給付企業年金保険においては原則新たな引き受けをしていません。
- ・2017年には、低金利環境下における安全性資産として、短期クレジット資産等で運用し、下限を0.25%とする予定利率変動型の「確定給付企業年金保険（無配当）」を発売しました。

■長期金利（10年国債利回り）推移



- ・今回、より積極的に新たな引き受けを行い、確定給付企業年金制度の運営に貢献するべく、長期債券・クレジット資産等を組み合わせて運用することで、予定利率0.50%を保証する新たな商品を開発しました。

主な留意事項

- ・主に金利上昇局面において、年金資産を所定の払戻事由により引き出す場合、「払戻等控除」※を適用します。この場合、適用時の金利情勢によっては元本割れが生じるおそれがあります。
- ・手数料は、当社が引受ける年金資産のうち、当商品部分の元本平均残高に手数料率0.20%を乗じて得た金額とし、当該金額を毎年ご負担いただきます。消費税（地方消費税を含む）、制度管理手数料は別途かかります。
- ・金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認めた場合に、予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等は、変更することがあります。

※年金資産を所定の払戻事由により引き出す場合に、所定の額を年金資産から控除する仕組みをいいます。

※当資料は、商品の概要を説明したものです。

※詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「定款・約款集」等を必ずご確認ください。

(別紙)確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022) 商品の内容について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、確定給付企業年金保険一般勘定特約(2022)に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しています。

【Ⅰ. 損失(元本割れ)のリスク】

◆年金資産(責任準備金)を所定の事由により引き出す(主契約(一般勘定)に充当する)場合、次の算式により計算した払戻等控除額を控除します。そのため、20年利付国債の応募者利回りが前120ヵ月(10年間^(※1))の平均値を上回る局面で年金資産(責任準備金)を引き出す(主契約(一般勘定)に充当する)場合には、元本割れが生じるおそれがあります。

払戻等控除額＝一般勘定特約(2022)からの責任準備金流出額^(※2)×払戻等控除率
払戻等控除率＝ $(a-b) \times 10^{(※3)}$

- a: 払戻等控除基準日(以下、「基準日」といいます。)^(※4)の直前(基準日当日に入札が行われた場合は基準日)に入札された20年利付国債の応募者利回り
b: 基準日の属する月を含めて前120ヵ月(10年間^(※1))に入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値(ただし、基準日の属する月に複数回の入札が行われた場合は、基準日の翌日以降に入札された20年利付国債を除きます。また、基準日の直前の入札が基準日の属する月の前月に行われた場合は、基準日の属する月の前月以前120ヵ月(10年間)に入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値とします。)

(※1)一般勘定特約(2022)の契約日からの期間が10年に満たない契約については、特約契約日の属する月から基準日の属する月までに入札された20年利付国債の応募者利回りの平均値とします。(ただし、基準日翌日以降に入札された20年利付国債を除きます。)

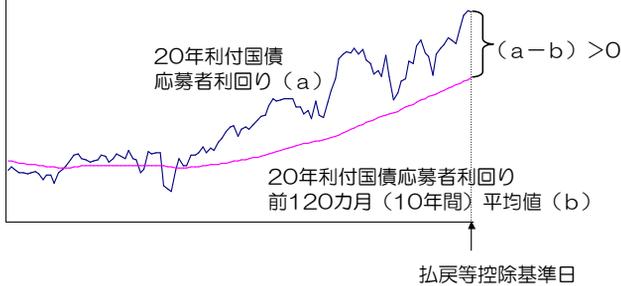
(※2)シェア変更に伴う他の受託機関への資産移管等の払戻のために一般勘定特約(2022)の年金資産(責任準備金)を取り崩す額のことをいいます。

(※3) $(a-b)$ がマイナスとなる場合には、払戻等控除率はゼロとなり、払戻等控除は適用されません。また、払戻等控除率は10%を上限とします。

(※4)一般勘定特約(2022)の解約、シェア変更に伴う移管額の支払い、特別勘定特約への振り替え等の請求にかかる当社所定の必要書類が当社営業担当者に直接手交された日(郵送の場合は当社の指定する送付先への到達日)を基準日とします。

【払戻等控除適用のイメージ図】

<金利上昇局面の場合>→払戻等控除が概ね適用されます



<金利低下局面の場合>→払戻等控除は概ね適用されません



【Ⅱ. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

◆一般勘定特約(2022)の手数料(付加保険料)は、当社が引き受ける年金資産(責任準備金)のうち一般勘定特約(2022)部分の元本平均残高(月始現在の元本残高の年度平均値)に手数料率0.20%を乗じて得た金額とし、当該金額を毎年ご負担いただきます。
※消費税(地方消費税を含む)は別途承ります。

◆一般勘定特約(2022)の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料等)は含まれていません。

◆制度管理業務に関する手数料(付加保険料)等については、「確定給付企業年金保険のご案内」をご覧ください。

【Ⅲ. その他留意事項】

◆次の場合には主契約(一般勘定)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法、一般勘定特約(2022)の予定利率の水準および払戻等控除の計算方法等を変更することがあります。

－金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際、予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合

－法令の改正により特に必要と認めた場合

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構: TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

【Ⅳ. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「確定給付企業年金保険のご案内」「ニッセイ一般勘定プラスのご案内」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。

以上

2021-19886, 広報部